

「京都SDGsパートナー制度」記事制作等業務 仕様書

1 委託業務名

「京都SDGsパートナー制度」記事制作等業務

2 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 委託料上限額

209,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務の目的

京都市では、公と民が一体となってSDGsを推進するため、SDGsに取り組む事業者を登録し、情報発信して取組を見える化することで、活動の後押しを行う「京都SDGsパートナー制度」を運営している。

現在、270を超える事業者が本制度に登録しており、SDGsを実践する事業者の活動を更に深化させ、活動の輪を広げていくために、先進的に取り組む事業者のインタビュー記事を作成する。

5 業務内容

取材先との調整やインタビューの実施、写真撮影、インタビュー記事の作成・編集等を行うこと。

(1) インタビューの実施

SDGsを実践する事業者の取組や想いをインタビューし、京都市情報館等で公開する記事（画像データを含む）を作成すること。

また、インタビューに当たり、記事の作成に必要な情報収集や調査を行うこと。

(2) 対象

京都SDGsパートナー制度の登録事業者：5事業者

(3) インタビューの内容

SDGsに取り組むことで得られたメリットや社会的インパクトを訴求し、共感からアクションに繋がるような内容とする。また、写真を多用して直感的にインプットできるような構成とすること。

＜インタビュー項目（例）＞

- ・SDGsをテーマにした具体的なプロジェクトや事例
（取組のきっかけ・背景・実践する上での困難や障壁）
- ・SDGsに取り組むことで得られたメリットや成功体験
- ・SDGsの事業活動がもたらす社会・環境への具体的なインパクト
- ・将来展望やビジョン、メッセージ
- ・自社が取り組むSDGsの18番目のゴール など

(4) その他

受託者が保有する広報媒体等を活用した発信など、インタビュー記事の効果的な配信方法について提案を行うこと。

6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務終了報告書
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料
- (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守ること。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、本市と協議のうえ、業務を行うこと
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること
- (3) 本市と十分な連絡を取り、本業務を進めること。また、本市が会議等への出席を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること